

学校法人工学院大学生涯電子メール利用規程

制定 平成 31 年 3 月 18 日

(目的)

第 1 条 学校法人工学院大学（以下、「学園」という。）は、学園の関係者に対し、生涯に渡って利用可能な電子メールシステム（以下、「生涯メール」という。）を提供し、個人に電子メールアドレスを発行することにより、学園又は学園が設置する各学校（以下、「各学校」という。）からの各種情報発信や利用者間の情報交換等を円滑に行うことを目的とする。

(利用者)

第 2 条 生涯メールの利用者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 工学院大学における正規の課程を卒業した者
- (2) 工学院大学大学院における正規の課程を修了した者
- (3) 工学院大学附属高等学校における正規の課程を卒業した者
- (4) 工学院大学附属中学校における正規の課程を卒業した者
- (5) 工学院大学専門学校における正規の課程を卒業した者
- (6) 学園の専任職員（教育職員と事務職員）及びその退職者

2 学園は、第 1 項に該当する利用者に、電子メールアドレスとユーザ認証に必要な情報を紙媒体または電子媒体で発行し、それらを適切な方法で通知することができる。

(利用者の同一性の確認)

第 3 条 利用者の同一性についてはユーザ ID 及びパスワードをもって確認することを基本とし、必要に応じて事務手続きを行い、利用者の同一性を補完する。

(利用者の責任)

第 4 条 利用者は、自らのユーザ ID 及びパスワードを適正に管理しなければならない。

2 利用者は、生涯メールの利用における自身の行為、通信の内容について法的な責任を負い、また自己の責任において常に適法性等を判断しなければならない。

3 利用者間において紛争等が生じた場合は、当事者間で解決しなければならない。

4 利用者は、生涯メールの利用にあたり、損害を生じさせた場合には、その責任を負わなければならない。

(禁止事項)

第 5 条 利用者は、生涯メールの利用にあたり、以下の禁止事項を行ってはならない。

- (1) 営利目的、宗教活動、又は政治活動等のために利用する行為
- (2) 誹謗、中傷、その他公序良俗に反する目的のために利用する行為
- (3) 他人の財産権、プライバシーその他の権利を侵害する等の行為
- (4) マルチ商法、ネズミ講、及びそれに類する勧誘を行う行為
- (5) 著作権等の知的財産権を侵害する行為
- (6) 他人へ生涯メールを又貸しする行為
- (7) あらゆるシステムやネットワークへの不正なアクセス、不正な情報入手、及びそれらを試みる行為

(8) 生涯メールの維持や運用を妨げる行為、及び学園が不相当と判断した行為

(9) 各種法令に違反する行為、それに準じる行為

(調査)

第 6 条 学園は、生涯メールの利用において、第 5 条に該当する行為が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、プライバシーに配慮した上で、必要な調査を実施することができる。なお、調査の実施及びその結果については、理事長に報告する。

(利用の停止)

第 7 条 次の各号の一に該当する場合、学園は当該利用者の登録情報の変更や抹消等を然るべき対応を行うことができる。

(1) 利用者本人、又はその正当な代理人から申し出があった場合

(2) 引き続き一年以上のログインがなかった場合

(3) 第 6 条の調査の結果、第 5 条の禁止事項に該当する行為が発生した場合、又は発生する恐れがある場合

(利用料金)

第 8 条 利用者の生涯メールの利用は無料とする。ただし、利用者が契約しているインターネットプロバイダーの接続料金、携帯電話やスマートフォンの通信料金等は利用者が負担する。

(利用案内)

第 9 条 学園は、生涯メールの運用に必要な事項を利用案内に掲載することができる。

2 利用者はその利用案内を順守しなければならない。

3 生涯メールに関する利用案内は、学園の Web サイトに掲載するコンテンツで行う。

(生涯メールの中断・終了)

第 10 条 学園は、いつでも任意の理由で生涯メールを中断あるいは終了することができる。

(付帯サービス)

第 11 条 学園は、生涯メールに関連した電子的な付帯サービスの提供の開始、中断、終了を任意で行うことができる。ただし、付帯サービスの利用に関する諸規程は別に定める。

(個人情報の取り扱い)

第 12 条 学園は、各種法令、学園の諸規程を順守し、生涯メールに関する個人情報を厳重に管理する。

2 学園及び各学校は、利用者への各種情報やサービスの提供（電子メールの送信、ダイレクトメールの配布等を含む）、学園及び各学校の教育研究活動に資する各種調査や分析、事業企画等に関する業務に利用者の個人情報を利用することができる。

3 学園は、第 2 項の実施や生涯メールの運用管理にあたり、生涯メールに関する個人情報の取り扱いを全部又は一部を外部に委託することができる。

4 学園は、一般社団法人 工学院大学校友会（以下、「校友会」という。）が行う活動のため、学園が必要と認める場合に限り、当該活動に必要な範囲内において、校友会に個人情報を提供することができる。

5 校友会は、学園から提供された個人情報を学園から認められた範囲で活動に用いることができる。

(免責事項)

第 13 条 学園は、利用者が第 4 条第 1 項の規定に反して、利用者の生涯メールが第三者によって悪用された場合に生じる不利益、損害については一切責任を負わないものとする。

2 学園は、利用者が第4条第2項の規定を無視して学園に救済を求めても、一切の責任を負わないものとする。

3 学園は、利用者が生涯メールの利用で発生させたいかなる損害に対しても、損害賠償等の責任を一切負わないものとする。

4 学園は、第10条の規定により生涯メールを中断あるいは終了する場合には、利用者を含むいかなる者に対しても、サービスの中断あるいは終了に伴い生じる損害、損失その他の費用の賠償又は補償を免れるものとする。

(規程の適用)

第14条 利用者が生涯メールを利用したときは、本規程の内容(生涯メールの利用案内を含む)及び電子メールシステムの基盤であるGoogleの当該サービスの利用規約を承諾したものとみなす。また、本規程(生涯メールの利用案内を含む)及びGoogle利用規約が変更されたときも同様とする。

(所管)

第15条 生涯メールに関する事務は、情報システム部が所管し、学校法人工学院大学職務分掌規程に応じた当該組織が補佐する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附則

この規程は、平成31年3月18日から施行する。